

「情報開示分科会」開催要綱（案）

1 目的

民間企業におけるセキュリティ対策の情報開示については、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日 閣議決定）等で触れられているほか、「IoTセキュリティ総合対策」（平成29年10月 サイバーセキュリティタスクフォース）において、民間企業におけるセキュリティ対策を促進するために、「企業のセキュリティ対策に係る情報開示に関するガイドラインの策定について、関係府省と連携しつつ、年度内を目途に一定の結論が得られるよう検討する必要がある」とされている。

本分科会は、「サイバーセキュリティタスクフォース」の下に開催される会合として、民間企業のセキュリティ対策の情報開示に関する課題を整理し、必要な方策について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は、「情報開示分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 情報開示する具体的な項目やその方法
- (2) 情報開示の普及の方策
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の主査は、サイバーセキュリティタスクフォースの座長が指名する。
- (2) 本分科会の構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 主査は、本分科会を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本分科会を招集し、主宰する。
- (6) 本分科会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバを招聘することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、分科会の運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本分科会は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合は、非公開とする。
- (2) 本分科会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本分科会の議事要旨は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 スケジュール

本分科会は、平成29年12月から開催する。

7 その他

本分科会の事務局は、情報流通常行政局サイバーセキュリティ課が行う。

(別添)

「情報開示分科会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

秋保 宏之 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企画開発部長

石原 康史 東京海上日動火災保険株式会社 企業商品業務部 部長

鵜飼 裕司 株式会社 FFRI 代表取締役社長

大杉 謙一 中央大学法科大学院 教授

岡村 久道 英知法律事務所 弁護士、京都大学大学院医学研究科 講師

梶浦 敏範 一般社団法人日本経済団体連合会
情報通信委員会サイバーセキュリティに関する懇談会座長

加藤 俊直 PwC あらた有限責任監査法人
システム・プロセス・アシュアランス部パートナー

源田 浩 三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部 部長兼開発室長

野口 和彦 横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授